



令和8年1月30日

東大和市長
和地仁美様

東大和市国民健康保険運営協議会
会長 尾崎義美



子ども・子育て支援納付金課税額に係る東大和市国民健康保険税
の税率等について (答申)

令和8年1月19日付大健保発第204号で諮問のありました標記の件について、
当協議会で審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

当協議会は、令和8年1月19日に、市長から子ども・子育て支援納付金課税額に係る東大和市国民健康保険税の税率等について諮問を受け、意見集約を行った。

その結果、当協議会として、以下の理由から諮問のとおり子ども・子育て支援納付金課税額に係る東大和市国民健康保険税の税率等を認めることが適当と判断した。

国の施策において、全世代型社会保障改革の一環として、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」による地方税法の一部改正により、令和8年度から全医療保険者が、新たに子ども・子育て支援納付金を拠出することになった。それに伴い、市の国民健康保険においても、この納付金に充当するための財源が必要となることから、令和8年度から国民健康保険税の新たな課税区分として、子ども・子育て支援納付金課税額を設定する必要があると考える。

子ども・子育て支援納付金課税額の算出に当たっては、国民健康保険制度の安定的な運営及び被保険者間の公平性の観点から、将来の保険料水準の統一を見据え、東京都が市の「市町村標準保険料率」を示していることから、市において、令和8年度の税率等を「市町村標準保険料率」と同値とすることに、妥当性が認められる。令和9年度以降も同様の取扱いとすることについても異論はない。

また、子ども・子育て支援納付金課税額に係る令和8年度の課税限度額及び軽減判定用基準額（被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額）については、負担能力に応じた適正な賦課及び低所得者に対する国民健康保険税の軽減対象世帯の拡大に資すると考えることから、国の法令改正に遅滞なく、市において法定額と同額とする改定を行うことが望ましく、適当である。令和9年度以降も同様の取扱いとすることについても異論はない。

なお、付帯意見として、子ども・子育て支援納付金課税額は、新たな課税区分であることから、被保険者の理解が得られるよう、制度の趣旨や内容を丁寧に説明するとともに、十分な周知を図っていただきたい。

記

1 子ども・子育て支援納付金課税額に係る東大和市国民健康保険税の税率等について

- (1) 子ども・子育て支援納付金課税額に係る所得割、被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割を東京都が定める市の標準保険料率と同値とする。また、令和9年度以降も同様の取扱いとする。

| 課税区分 | | 令和8年度 | 令和8年度 市の標準保険料率 |
|-------------------------|------------------|--------|-------------------|
| 子ども・子育て支援 納付金課税額（新設） | 所得割 | 0.30% | 0.30% |
| | 被保険者均等割 | 1,813円 | 1,813円 |
| | 18歳以上被保険者 均等割 | 119円 | 119円 |

- (2) 子ども・子育て支援納付金課税額に係る令和8年度の課税限度額を法定課税限度額と同額とし、令和9年度以降も当該年度の法定課税限度額と同額とする取扱いを行う。

また、令和8年度の被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額についても法定額と同額とし、令和9年度以降も当該年度の法定額と同額とする取扱いを行う。

2 改定時期について

令和8年4月1日から改定する。

3 答申に至る経過

- (1) 令和8年1月19日、令和7年度第3回東大和市国民健康保険運営協議会の議案として、市長から諮問書を受領し、市から諮問内容の資料説明を受ける。
- (2) 令和8年1月19日から26日までの間、諮問書に対する意見等を当協議会委員から募り、事務局で集約を行う。
- (3) 令和8年1月30日、令和7年度第4回東大和市国民健康保険運営協議会において、諮問に対する答申案の審議を行う。議案の承認後、会長及び職務代理者が、答申書を市長に提出する。